栗東市監査委員告示第４号

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１９９条第２項の規定に基づき執行した行政監査の結果を、同条第９項の規定により次のとおり公表する。

平成３０年１０月２４日

栗東市監査委員　井之口　秀行
栗東市監査委員　小　竹　庸　介

行政監査結果

１．監査の概要

(1)　監査の対象

コミュニティ助成事業補助金（自治総合センター助成金）

(2)　監査の期日

平成３０年７月２３日（月）

(3)　監査対象とした事項及び範囲

予算執行状況及び事業実施状況、その他の事務一般

(4)　監査の目的または着眼点

監査対象部課等における財務事務及び事務事業等について、関係法令に準拠して、適正かつ効率的に行われているか、適法性・合理性・効率性を主眼点として実施した。対象部課から関係諸帳簿等の提出を求め、関係職員からの説明により栗東市監査基準に基づき実施した。

２．監査の結果

監査を実施したところ、補助金交付事務、審査等に関する事務の執行について、改善または検討を要するものが多々認められたので、次のとおり意見を述べる。

３．意見

事務事業の執行に当たっては合規性、正確性はもとより、最小の経費で最大の効果を上げるために経済性、効率性、有効性の観点から事業を実施することが必要であるが、不適切な事務処理が多々認められた。

これらは、財務執行や業務運営において、確認・情報連携などの欠如によるものであった。また、合議の際にもその誤りや問題点に気づかない職場環境にも問題がある

と考える。事務処理の誤りを未然に防止するチェック体制が機能することが重要であり、これら改善にむけての取り組みとあわせて、今回の件も含み公文書やこれに付随する書類等を改ざんし処理を行うという「公文書軽視」の体質改善についても必須にして緊急を要する課題である。

コンプライアンス意識が問われる現在、職員の法令順守を徹底することはもとより事務の適法性・正確性だけでなく、今まで以上に職員一人ひとりが事務処理上のリスク管理や前例に踏襲するだけでなく、自主検査の強化が求められていることから早々に事務の適正な執行を確保する内部統制体制の確立を進め、住民の福祉の向上が図れる質の高い行政サービスの提供に取り組まれたい。

以　上